

会員規約等の主要点

エクスプレス・カード（E予約専用ライト）会員規約等

※規約の内「特に重要な条文」を抜粋して記載しています。

① 法人会員の入会

入会に際し、**法人は予め会員規約や付随する規約類を承認のうえ所定の申込書等を提出**し、J R東海・J C B（以下、「両社」という。）が審査のうえ承認した法人等を「法人会員」という。

② カード使用者の範囲

法人会員がエクスプレス・カード利用の使用者と指定し、両社が承認した法人会員の役職員・社員・従業員等。両社が特に承認した場合に限り、グループ会社等その他の者を対象とする事ができる。**利用に基づく支払債務は法人に帰属し、法人会員はカード使用者の本サービスの利用に関する一切の責任を負うこととなる。**

③ 規約等の遵守

法人会員はカード使用者に対し**規約等を遵守させる義務を負い、違反した場合は法人会員が一切の責任を負う。**

④ 管理責任者

法人会員は、入会申込手続、諸届等、法人会員等と両社との連絡調整を行う「管理責任者」を**法人会員等自身から**選定。管理責任者に対して、自己のためにエクスプレス・カード（E予約専用ライト）に関する**取引の任にあたることを委任**するものとする。法人会員は、管理責任者の行為は、法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、**事由の如何を問わず、法人会員の行為とされる**ことに異議ないものとする。

⑤ 契約事務責任者

法人会員は、両社の承認を得た業務受託者から、管理責任者の指揮監督のもとで管理責任者同等の任に当たる「契約事務責任者」を選定。管理責任者の業務を単独で行うことができるものとするが、管理責任者・契約事務責任者の登録および変更、退会手続き等を行う場合は、**管理責任者と共同で行うものとする。**法人会員は、契約事務責任者の行為は、法人会員を代理して行うことを包括的に承認し、**事由の如何を問わず、法人会員の行為とされる**ことに異議ないものとする。

⑥ 実務担当者

法人会員等は、実務担当者が管理責任者に代わってその行為を行うことをあらかじめ承諾し、事由の如何を問わず、**実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされる**ことについて異議のないものとする。**法人会員等及び管理責任者は、実務担当者に対して適宜適切な管理・指導を行う。**

⑦ 変更届け出義務

法人会員は名称・代表者・管理責任者・所在地等その他両社への届出事項に変更があった場合は、**遅滞なく所定の方法により届け出なければならない。**

⑧ カード使用者・管理責任者等の個人情報

J R東海等へ個人情報や利用実績等を提供することについては、**法人会員等の責任において、カード使用者等の同意を得るものとする。**

⑨ 利用代金の還元

J R東海は、カード利用代金の一部を法人会員に対し還元することがある。**還元条件はJ R東海が定め、変更できるものとする。**

⑩ サービスの利用資格

法人会員の**1年あたりのカード利用代金が150万円を下回った場合**、又は、1年あたりのカード利用代金を年末時点におけるカード合計枚数で除して算出した**カード1枚あたりの利用代金が1回でも1万円を下回った場合**、J R東海は、法人会員に通知、催告を行ったうえでサービスの利用制限、利用停止、利用資格を喪失させることができる。

⑪ 精算業務の委託に関する特約

法人会員がJCBに対する債務の支払いに関する業務を両社が承認した第三者に委託する場合に適用。法人会員は、業務受託者の精算業務に関する一切の行為について、**両社に対し連帯して責任を負うものとする。**